

○四街道市重度心身障害者医療費助成条例

平成27年7月1日

条例第26号

四街道市重度心身障害者医療費助成条例（昭和49年条例第1号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、重度心身障害者又はその保護者に対し、医療費の一部を助成することにより、その健康の保持と生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度心身障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級若しくは2級の障害のあるもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条の知的障害者更生相談所が知能指数35以下と判断した者若しくは1級から3級までの身体障害があり、かつ、児童相談所若しくは知的障害者更生相談所が知能指数50以下の知的障害のある重複障害者と判断したもの
- (2) 保護者 親権者若しくは後見人又はこれらに類するもので、重度心身障害者を現に監護しているものをいう。
- (3) 一部負担金 医療費の額から規則で定める社会保険に関する法律（以下「医療保険各法」という。）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「医療保険各法等」という。）の規定により給付される額を控除した額をいう。
- (4) 自己負担金 国、県又は市が公費負担医療制度による給付決定をした場合において当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じ負担しなければならない額をいう。
- (5) 保険医療機関 医療保険各法等に基づき指定された病院、診療所、薬局等をいう。

(受給権者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「受給権者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている重度心身障害者であつて、国民健康保険法による被保険者若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は医療保険各法による被保険者及び被扶養者である者

(2) 本市の区域外にある病院、診療所、障害者支援施設等に入院し、又は入所することを目的として転出した重度心身障害者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給権者から除くものとする。

(1) 本市の区域内にある病院、診療所、障害者支援施設等に入院し、又は入所することを目的として転入した者。ただし、市長が特に必要と認める者を除く。

(2) 医療費を負担する能力がある者として規則で定める基準を満たす者

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する医療扶助を受けている者

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に規定する医療支援給付を受けている者

(5) 65歳以上で新たに受給券の発行対象の障害者手帳が交付された者

（助成の範囲）

第4条 医療費の助成範囲は、受給権者の疾病又は負傷について、医療保険各法等が適用された場合において、当該医療に要する費用のうち受給権者が負担すべき額（食事療養に係る費用を除く。）から別表で定める費用を控除した額とする。ただし、医療費に対する付加給付があるときは、助成額から当該給付を控除した額とする。

（受給券の交付）

第5条 この条例による助成を受けようとする受給権者は、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請し、助成を受ける資格を証する書類（以下「受給券」という。）の交付を受けなければならない。

（助成の方法）

第6条 この条例による助成は、受給券を重度心身障害者医療費助成事業の実施について

委託を受けた保険医療機関に提示して医療を受けた場合に、助成する額を当該保険医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、助成する額を受給権者に支払うことにより行うことができる。

2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする受給権者又はその保護者は、当該一部負担金又は自己負担金の支払を行った日の翌日から起算して2年以内に助成の申請を行わなければならない。

(助成の開始)

第7条 この条例による助成は、規則で定める場合を除き、身体障害のある者にあっては身体障害者手帳の、知的障害のある者にあっては療育手帳の交付を受けた日の属する月の初日から開始する。

(届出の義務)

第8条 受給券の交付を受けた者は、第5条の規定により申請した内容に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給権者又はその保護者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その限りにおいてこの条例による助成を行わず、又は既に助成した額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為によりこの条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第11条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(報告等)

第12条 市長は、この条例による助成に関し必要があると認めたときは、受給権者又はその保護者に対して報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に受給権者が受けた医療について適用し、同日前に受給権者が受けた医療については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第4条）

世帯区分	自己負担金（円）		
	入院1日当たり	通院1回当たり	保険調剤
市町村民税所得割 非課税世帯	0	0	0
市町村民税所得割 課税世帯	300	300	0